

地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、下記地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係人は、下記地区の地域農業経営基盤強化促進計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに、本市に意見書を提出することができる。

令和8年3月23日

志布志市長 下平 晴行



記

1 地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を作成した地区

夏井区  
東・志布志区  
香月区  
安楽区  
帖五区  
森山区  
田之浦・四浦区  
潤ヶ野区  
八野区  
伊崎田区  
有明区  
通山区  
蓬原区  
野神区  
原田区  
山重区  
新橋区  
泰野区  
尾野見区

2 縦覧期間

令和8年3月23日（月）から令和8年4月6日（月）まで  
ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

### 3 縦覧場所

志布志市有明町野井倉1756番地 志布志市役所農政畜産課

### 4 意見書の提出方法

変更案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

#### (1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係人

#### (2) 提出期限

令和8年4月6日（月）

#### (3) 提出方法

持参、郵送（当日消印有効）、ファックス又は電子メールにより提出

#### (4) 提出先

##### ア 持参又は郵送の場合

志布志市有明町野井倉1756番地

志布志市役所農政畜産課農政グループ

##### イ ファックスの場合

099-474-0466

##### ウ 電子メールの場合

nouseil@city.shibushi.lg.jp

### 5 意見書提出に当たっての注意事項

意見書には提出年月日、提出者の氏名、住所、連絡先を記載すること。様式は任意とする。